

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「服薬情報等提供料1,2,3」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220428-1112-3

（4月28日更新）
・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月21日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



2022年度改定で新設・追加された内容

内容	点数
調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を把握し、患者若しくはその家族等又は医療機関に情報を提供する	
1 医療機関の求めで医療機関に情報提供した場合(月1回に限り)	30点
2 患者、家族等の求め又は薬剤師が必要性を認め、患者等又は医療機関へ情報提供、指導等した場合 (医療機関への情報提供による算定は月1回に限り)	20点
3 入院前の患者に係る医療機関の求めがあった場合に、服用薬の情報把握等を行い、医療機関へ情報提供した場合(3月に1回に限り)	50点

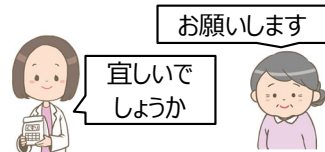
【2022/4/11疑義解釈その3】 提供料1、2、3をそれぞれ同一月に算定することは可能(ただし、同一の情報をも同一医療機関に対して提供した場合は算定不可)

【2022/3/31疑義解釈その1】

服薬情報等提供料1を算定する患者について、異なる内容について情報提供を行う場合は同一月内に服薬情報等提供料3は算定可能

【共通の要件】

患者の同意取得



患者の服薬状況等の把握



医療機関への情報は文書により提供



薬剤服用歴に記録

- ・情報提供内容
- ・指導内容 等



【2022/3/31疑義解釈その1】

特別調剤基本料算定薬局と不動産取引等その他の特別な関係を有している医療機関が不明である場合は算定不可

【算定の制限】

下記患者へは算定しない

- ・かかりつけ薬剤師指導料
- ・かかりつけ薬剤師包括管理料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者

下記項目は併算定不可

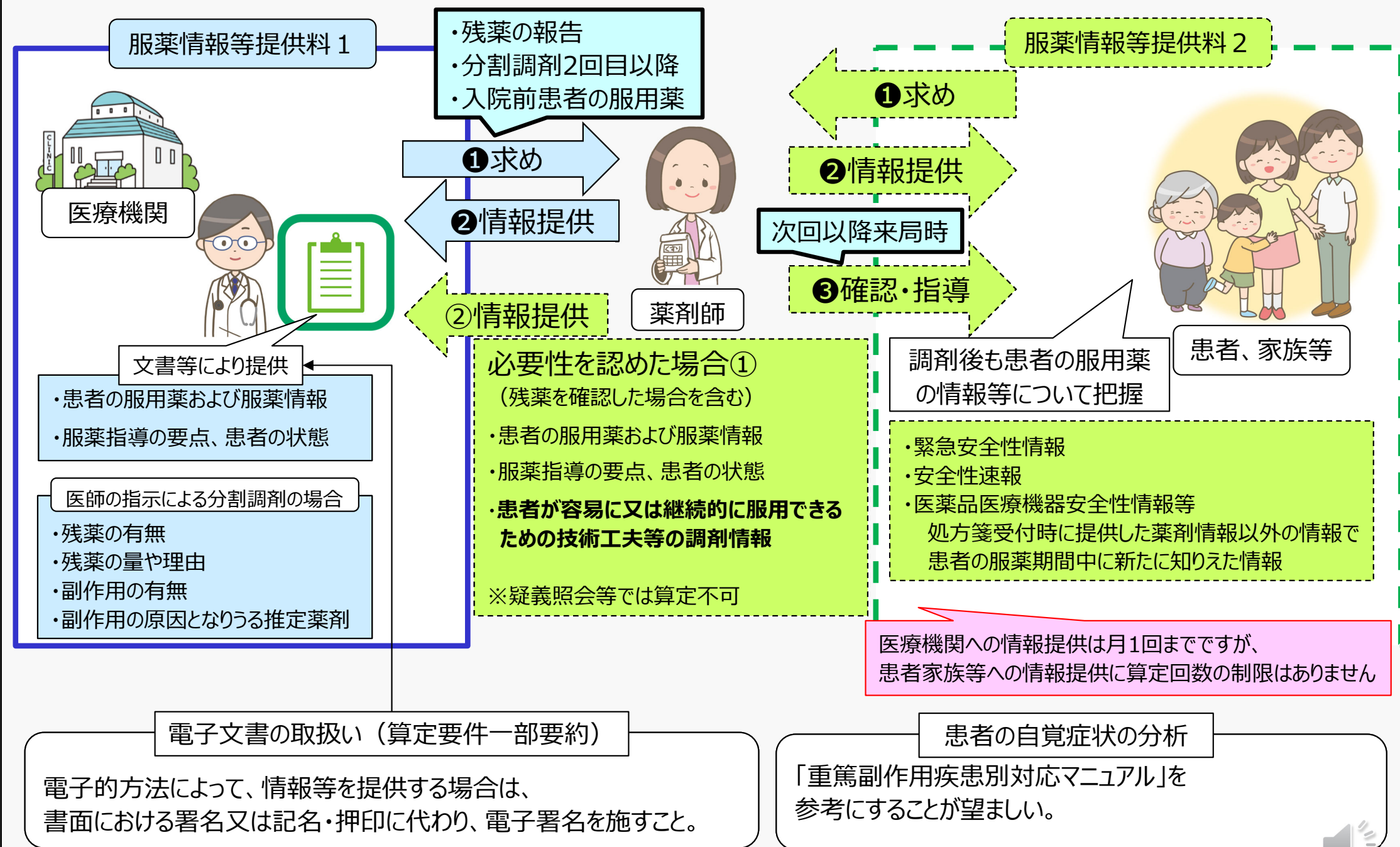
- ・特定薬剤管理指導加算2
- ・調剤後薬剤管理指導加算
- ・服用薬剤調整支援料2

<特別調剤基本料算定薬局>

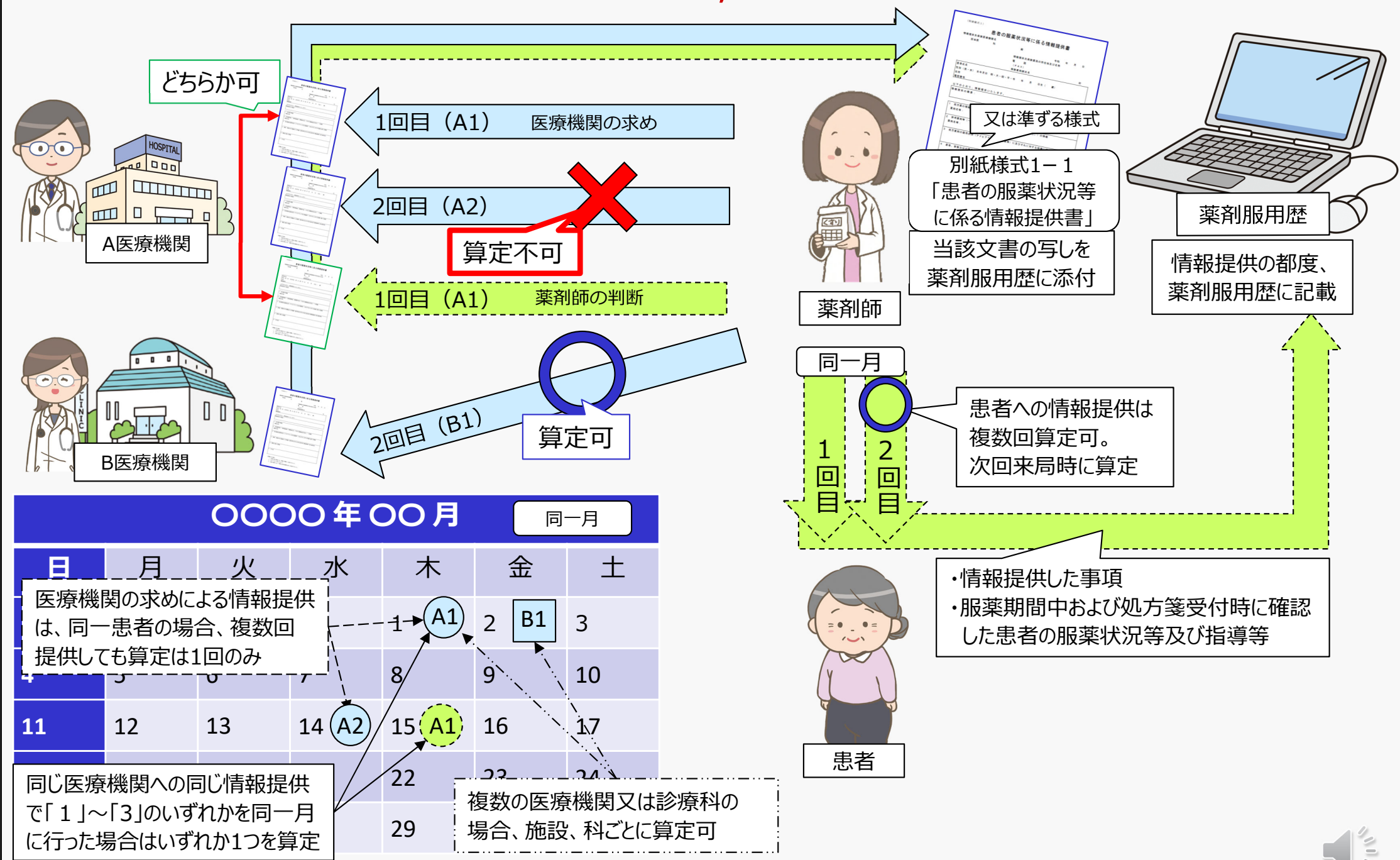
不動産取引等の特別な関係を有している医療機関への情報提供を行った場合は算定できない



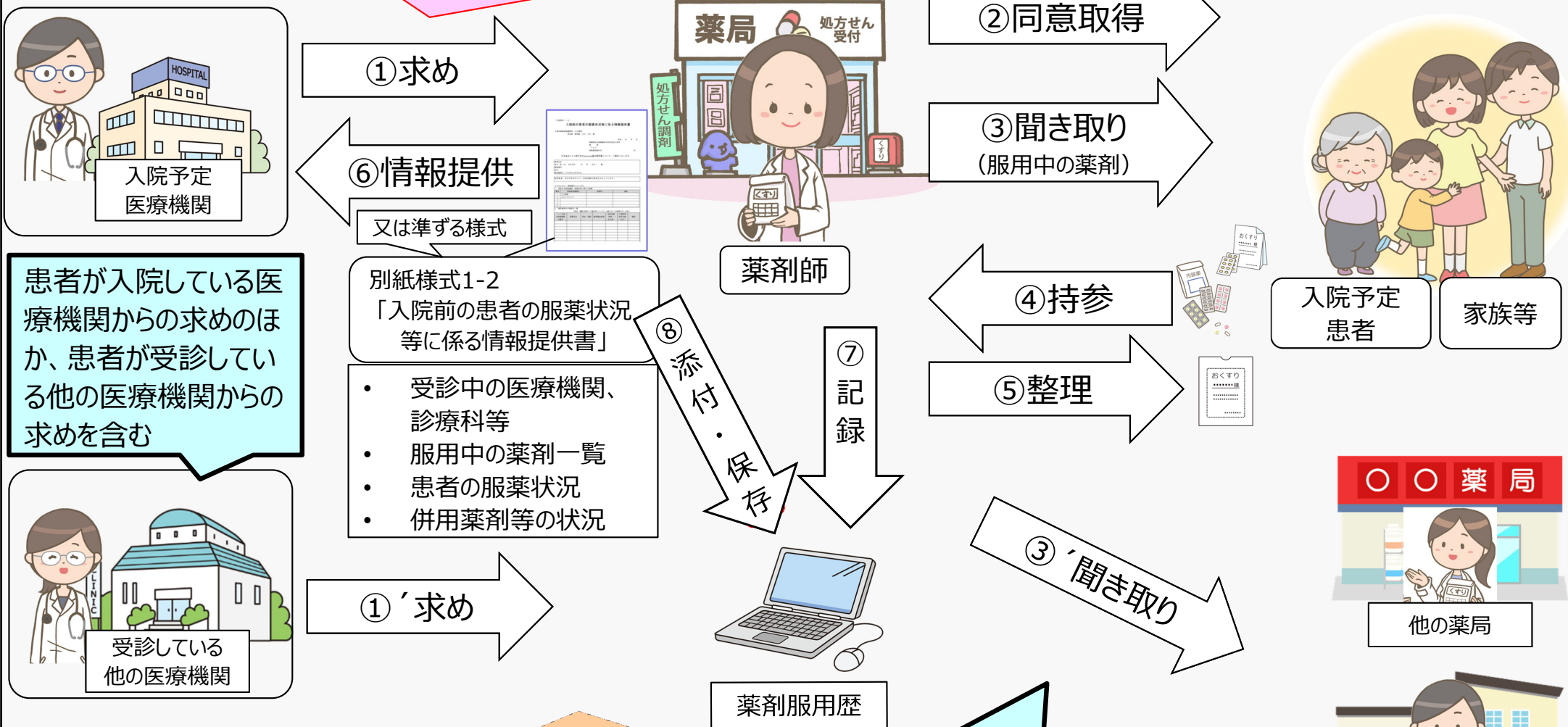
服薬情報等提供料1,2 算定の流れ



服薬情報等提供料1,2 算定上の注意点



依頼の方法については規定されておらず口頭での依頼も可能と解釈しておりますが、その旨の記録は必要と考えます



【2022/4/11疑義解釈その3】

- ・「必要に応じて患者が持参した服用薬の整理」の要否は薬剤師の判断でよい
- ただし、患者が薬局に持参した現品を確認した上で判断する
- ・医療機関への情報提供時又は患者の次回来局時に算定

当該薬局で調剤した薬剤、
他の薬局で調剤された薬剤、
医療機関で院内要約された薬剤等
を一元的に把握すること

